

## キャッシュレス決済を上手に活用しよう!

「キャッシュレス決済」とは、クレジットカードや電子マネー、スマホ決済などを利用して現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のことです。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現金の受け渡しが少なく、決済時間を短縮できるキャッシュレス決済が注目されています。キャッシュレス決済のメリット・デメリットを正しく理解し、かしい消費者を目指しましょう。

### ★キャッシュレス決済のメリット★

- ・支払いが手軽で簡単にできる。
- ・使用履歴が分かり、管理しやすい。

- ・多額の現金を持ち歩くことによる盗難や紛失のリスクがない。
- ・ポイント還元などのお得なキャンペーンがある。 など

### ★キャッシュレス決済のデメリット★

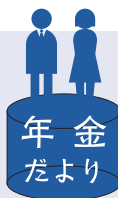
- ・お金を使った実感がなく、つい使いすぎてしまう。
- ・災害時に対応できない可能性がある。
- ・種類が多く、使い分けが難しい。 など

※不安に思った時やトラブルになった場合は、消費生活センターにご相談ください。



### 問合せ先

- 射水市消費生活センター（生活安全課内）  
月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974
- 富山県消費生活センター高岡支所  
（高岡市御旅屋101番地 御旅屋セリオ5F）  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777
- 消費者ホットライン ☎188



## 国民年金保険料の

## 納付にお困りの方へ

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請が認められれば、保険料の全額または一部が免除となる「免除制度」や、50歳未満の方を対象とした「納付猶予制度」を利用することができます。（学生の方は除く。）

「免除制度」は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されます。また、「納付猶予制度」は50歳未満の本人および配偶者のみの所得で審査されます。市役所窓口または年金事務所まで申請してください。

なお、令和3年度の受付が7月1日に始まりました。免除の対象となるのは、令和3年7月分から令和4年6月分までの保険料です。

過去の保険料は、申請月の2年1カ月前の分まで、随時、受け付けています。対象期間中に未納がある方は、お早めに手続きをお願いします。

### 問合せ先

- 高岡年金事務所 ☎21-4180  
（音声案内①番→②番）
- 保険年金課 ☎51-6628

免除の対象となる所得のめやす

世帯構成	納付猶予	全額免除	一部納付		
			1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、 お子さん2人)	162万円	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	57万円	93万円	141万円	189万円

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご注意ください。



## 出張年金相談

場所：射水市本庁舎 104 相談室  
日時：7月20日（火）  
午前10時～午後3時  
予約：高岡年金事務所 ☎21-4180  
（音声案内①番→②番）

事前に予約をお願いします。

※基礎年金番号のわかるものや身分証をご持参ください。